平成２２年（フ）第１５号
熊本県天草市有明町須子2079番地
債務者　森崎　昌次
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
熊本地方裁判所天草支部
平成２２年（フ）第９１号
富山市黒瀬北町２丁目８番地６　信開ドムス黒瀬2407号室
債務者　山田　邦雄
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　浩夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
富山地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第９２号
富山市黒瀬北町２丁目８番地６　信開ドムス黒瀬2407号室
債務者　山田　美静
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　浩夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
富山地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第７３号
長野県安曇野市豊科5709番地１　セントラルコア２―Ａ
債務者　竹内　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　明雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２２年（フ）第１４２号
長野県須坂市墨坂２丁目７番28号
債務者　後藤　　剛
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１９８号
愛知県西尾市下永良町河原崎16番地　杉山アパート10号室
債務者　山崎　義幸
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺島美貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２２年（フ）第２３号
大分県杵築市大字守江1437番地８
債務者　髙橋　里義
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　秀生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係
平成２２年（フ）第７６９１号
東京都品川区南大井２丁目12―10―819
債務者　杉本　幸雄
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　大助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１４４９号
大阪府吹田市南金田２丁目１番18―104号
債務者　熊倉　直人
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第１７３５号
大阪府豊中市春日町３丁目８番８号
債務者　堀部　園子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第１８９２号
大阪府守口市佐太中町２丁目20番13号
債務者　濵部　静恵（旧姓久野）
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第１９１０号
大阪市生野区巽中３丁目７番14号、事業所所在地大阪府四條畷市雁屋南町27―８
債務者　大黒やこと玄山こと　玄　　京和
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第１９９５号
大阪市城東区天王田６番７号　２Ｆ
債務者　小林　邦明
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第２０００号
大阪市淀川区東三国６丁目９番７号
債務者　和田　　繁
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第２００７号
大阪府豊中市長興寺北２丁目１番10―302号、前住所大阪府豊中市千里園１丁目１番５―201号
債務者　小田根宏明
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第２０３７号
大阪府寝屋川市成田東町16番26号
債務者　入江　由佳
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第２０６２号
大阪市東淀川区南江口３丁目１番52号　モア・ルミエール505号
債務者　由里　輝利
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部